

○文部科学省
経済産業省 告示第二号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めるので告示する。

令和三年三月三十一日

文部科学大臣 萩生田光一
経済産業大臣 梶山 弘志

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則
電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十八年 文部科学省 告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(通則)</p> <p>第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号。以下「特会法施行令」という。）第五十一条第一号、第八号及び第九号に規定する交付金（同項第八号に規定する交付金についてはリサイクル研究開発促進交付金交付規則（平成十九年科学技術庁告示第十号）、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百七号）、原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百八号）、核燃料サイ</p>	<p>(通則)</p> <p>第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号。以下「特会法施行令」という。）第五十一条第一号、第八号及び第九号に規定する交付金（同項第八号に規定する交付金についてはリサイクル研究開発促進交付金交付規則（平成十九年科学技術庁告示第十号）、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百七号）、原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百八号）、核燃料サイ</p>

クル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第九号）、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則（平成二十年文部科学省告示第三十四号）及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則（平成二十七年経済産業省告示第二百二十二号）により交付される交付金を除く。以下「交付金」という。の交付については、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号。以下「整備法」という。）及び発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号。以下「整備法施行令」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。）によるほか、この規則の定めるところによる。

第五条 発電の用に供する施設の設置が見込まれる一の地点に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の期間の欄に掲げる期間において、同表の措置の欄に掲げる措置に要する費用に充てるときは、同表の金額の欄に掲げる金額とする。

施設	期間	措置	金額
特定放射性廃棄物の最終処分施設（整備法施行令第三条第十三号に掲げる施設をいう。以下同じ。）	略	略	略
第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	略	略	略
毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円。（令和三年度までに文献調査（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象としたものを除く。）が開始された場合に限り毎会計年度十億円。ただし、期間Lの交付金の交付額を合計した金額が二十億円を超えないものとする。）	略	略	略

第十二条 一の水力発電施設対象市町村（水力発電施設周辺市町村をその区域に含む平成二十三年三月三十一日現在における市町村をいう。）の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 次の算式により算定した金額（当該金額が四百四十万円に満たない場合にあつては四百四十万円とする。以下「算定額」という。）が、当該市町村の区域の令和二年度における交付限度額として電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則（令和三年文部科学省告示第九号）経済産業省

クル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第九号）、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則（平成二十年文部科学省告示第三十四号）及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則（平成二十七年経済産業省告示第二百二十二号）により交付される交付金を除く。以下「交付金」という。の交付については、発電用施設周辺地域整備法（以下「整備法」という。）及び発電用施設周辺地域整備法施行令（以下「整備法施行令」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令によるほか、この規則の定めるところによる。

第五条 発電の用に供する施設の設置が見込まれる一の地点に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の期間の欄に掲げる期間において、同表の措置の欄に掲げる措置に要する費用に充てるときは、同表の金額の欄に掲げる金額とする。

施設	期間	措置	金額
特定放射性廃棄物の最終処分施設（整備法施行令第三条第十三号に掲げる施設をいう。以下同じ。）	略	略	略
第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	略	略	略
毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円。（令和二年度までに文献調査（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象としたものを除く。）が開始された場合に限り毎会計年度十億円。ただし、期間Lの交付金の交付額を合計した金額が二十億円を超えないものとする。）	略	略	略

第十二条 一の水力発電施設対象市町村（水力発電施設周辺市町村をその区域に含む平成二十三年三月三十一日現在における市町村をいう。）の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 次の算式により算定した金額（当該金額が四百四十万円に満たない場合にあつては四百四十万円とする。以下「算定額」という。）が、当該市町村の区域の平成二十二年における交付限度額としてこの規則による廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省告示第九号）経済産業省

〔示第二号〕による改正前の電源立地地域対策交付金交付規則第十二条の規定により算定された金額（当該算定に当たって使用する平均年間発電電力量については、申請年度の前会計年度の末日までに廃止された水力発電施設に係る平均年間発電電力量を除き、申請年度に新たに対象となる水力発電施設に係る平均年間発電電力量を加える。以下「基準額」という。）を超える場合、算定額と基準額との差額の十分の一に相当する金額を基準額に加算した金額

$$A \times 0.075 + B \times 0.0375H$$

イ・ロ 〔略〕

二・三 〔略〕

2 57 〔略〕

8 前六項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域を含む市町村が、前項において延長した十年間の期間中に、当該水力発電施設周辺市町村の区域内において行われる国又は発電事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であつて、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に特に資すると認められる場合は、前項に規定する算定期間を更に十年間延長した期間を算定期間とする。

9 一の水力発電施設周辺市町村の区域に含まれる一の特定区分施設等について、附則第二条に

よる廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年 文部科学省 告示第一号。以下「平成二十三年規則」という。）第十二条第四項から第七項まで又は平成二十三年規則附則第二条に

よる廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成十九年 文部科学省 告示第二号。以下「平成十九年規則」という。）第十一条第五項から第七項までの規定に基づき算定期間が延長されて交付金が交付されている場合にあつては、それぞれ第四項から第七項までの規定に基づき算定期間が延長されたものとみなす。

10 第二項から第八項までの規定にかかわらず、対象水力発電施設がこれらの項に規定する算定期間中に廃止される場合には、当該廃止の日（当該発電用施設等を設置した発電事業者が発電事業を廃止したとき（当該発電用施設等をその発電事業者が他の発電事業者へ承継したときを除く。）は、その廃止した日）の属する会計年度の末日までの期間を算定期間とする。

第十三条 第十六条 〔略〕

第十三条 第十六条 〔略〕

第十七条 交付金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日（主務大臣が、特に必要と認める場合は、別に主務大臣が定める期間）までの間に、様式第一による申請書に様式第二による交付金事業計画書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 〔略〕

第十八条 〔略〕

第十八条 〔略〕

第十九条 主務大臣は、前条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一・二 〔略〕

部科学省 告示第一号。以下「平成二十三年規則」という。）附則第二条による廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成十九年 文部科学省 告示第二号。以下「平成十九年規則」という。）第十一条の規定により算定された金額（申請年度の前会計年度の末日までに廃止された水力発電施設に係る金額を除く。以下「基準額」という。）を超える場合、算定額と基準額との差額の十分の一に相当する金額を基準額に加算した金額

$$A \times 0.059 + B \times 0.0295H$$

イ・ロ 〔略〕

二・三 〔略〕

2 57 〔略〕

〔新設〕

8 一の水力発電施設周辺市町村の区域に含まれる一の特定区分施設等について、平成十九年規則第十一条第五項から第七項までの規定に基づき算定期間が延長されて交付金が交付されている場合にあつては、それぞれ第四項から第六項までの規定に基づき算定期間が延長されたものとみなす。

9 第二項から第七項までの規定にかかわらず、対象水力発電施設がこれらの項に規定する算定期間中に廃止される場合には、当該廃止の日（当該発電用施設等を設置した発電事業者が発電事業を廃止したとき（当該発電用施設等をその発電事業者が他の発電事業者へ承継したときを除く。）は、その廃止した日）の属する会計年度の末日までの期間を算定期間とする。

第十三条 第十六条 〔略〕

第十三条 第十六条 〔略〕

第十七条 交付金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日（主務大臣が、特に必要と認める場合は、別に主務大臣が定める期間）までの間に、様式第一による申請書二通（正本及び副本各一通）に様式第二による交付金事業計画書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 〔略〕

第十八条 〔略〕

第十八条 〔略〕

第十九条 主務大臣は、前条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一・二 〔略〕

三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、様式第三による申請書を主務大臣に提出し、承認を受けるべきこと。

四 [略]

五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、様式第四による報告書を速やかに主務大臣に提出してその指示を受けるべきこと。

(申請の取下げ)

第二十条 [略]

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第十八条第一項の通知があった日から十五日以内に、様式第五による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(実績報告等)

第二十二条

交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第十九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は交付金事業が完了した日若しくは同号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日(交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあつては、翌会計年度の四月三十日)までに、様式第七による実績報告書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

2 [略]

3 交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第十九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第八による評価報告書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4・5 [略]

(交付金の額の確定)

第二十三条 [略]

2・3 [略]

4 交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、適正化法第十九条第二項で定めるところにより当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(交付金の支払)

第二十四条 [略]

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第九による交付金支払請求書を主務大臣に提出しなければならない。

第二十五条～第二十七条 [略]

三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、様式第三による申請書二通(正本及び副本各一通)を主務大臣に提出し、承認を受けるべきこと。

四 [略]

五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、様式第四による報告書二通(正本及び副本各一通)を速やかに主務大臣に提出してその指示を受けるべきこと。

(申請の取下げ)

第二十条 [略]

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第十八条第一項の通知があった日から十五日以内に、様式第五による届出書二通(正本及び副本各一通)を主務大臣に提出しなければならない。

(実績報告等)

第二十二条

交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第十九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は交付金事業が完了した日若しくは同号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日(交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあつては、翌会計年度の四月三十日)までに、様式第七による実績報告書二通(正本及び副本各一通)を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

2 [略]

3 交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第十九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第八による評価報告書二通(正本及び副本各一通)を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4・5 [略]

(交付金の額の確定)

第二十三条 [略]

2・3 [略]

4 交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十九条第二項で定めるところにより当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(交付金の支払)

第二十四条 [略]

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第九による交付金支払請求書二通(正本及び副本各一通)を主務大臣に提出しなければならない。

第二十五条～第二十七条 [略]

（財産処分の制限）
第二十八条 〔略〕

2 交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第十一による申請書を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、主務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

第二十九条 〔略〕

（電子情報処理組織による申請等）

第三十一条 申請者又は交付金事業者は、第十七条第一項の規定に基づく交付の申請、第十九条第一号、第三号若しくは第四号の規定により付された条件に基づく申請、同条第五号の規定により付された条件に基づく報告、第二十条第二項の規定に基づく申請の取下げ、第二十一条の規定に基づく状況の報告、第二十二条第一項の規定に基づく実績の報告、同条第三項の規定に基づく評価の報告、第二十四条第二項の規定に基づく支払の請求、第二十五条第一項に基づく交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告、第二十六条第一項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第二十八条第二項の規定に基づく財産処分の承認の申請を電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第二十六条の三第一項の規定に基づき主務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第三十二条 主務大臣は、第十八条第一項の規定に基づく通知、第十九条第一号、第三号若しくは第四号の規定に基づく承認、同条第五号の規定に基づく指示、第二十三条第一項の規定に基づく通知、同条第二項の規定に基づく返還命令、第二十四条第三項の規定（第二十六条第三項において準用する場合を含む。）に基づく納付命令、第二十五条第二項の規定に基づく納付命令、第二十六条第二項の規定に基づく返還命令、第二十七条の規定に基づく取消し若しくは変更、又は第二十八条第二項の規定に基づく承認を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第三十三条 〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第一及び様式第三から様式第十まで中「四」を削り、様式第十一中「四」を削り、「第28条の附則」を「第28条第2項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（財産処分の制限）
第二十八条 〔略〕

2 交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第十一による申請書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、主務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

第二十九条 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

第三十一条 〔略〕